

令和7年度 第1回習志野市新型インフルエンザ等対策審議会

1 開催日時 令和7年12月15日(月曜日) 9時30分 ~10時30分

2 開催場所 市庁舎 GF AB 会議室

3 出席者

[会長] 習志野市薬剤師会 宇野 弘展

[副会長] 千葉県習志野保健所 杉戸 一寿

[委員] 千葉県済生会習志野病院 黒田 文伸

習志野市医師会 服部 一哉

千葉人権擁護委員協議会習志野支部会 新井 嘉晴

習志野市小中学校長会 近藤 篤史

習志野市介護保険事業者連絡協議会 中濱 大介

習志野市社会福祉協議会 杉山 啓子

習志野市連合町会連絡協議会 中臺 光広

習志野市高齢者相談員 鈴木 むつ子

習志野商工会議所大型店連絡協議会 岡澤 謙治

危機管理監 亀崎 智裕

消防長 鈴木 憲一

協働経済部部長 小倉 一美

学校教育部部長 三角 寿人

健康福祉部部長 奥井 良和

[事務局]

健康福祉部 次長 中村 裕美

健康福祉部 健康支援課長 板倉 尚子

健康福祉部 主幹 健康支援課 篠塚 美由紀

健康支援課 救急医療・予防接種係 主任技師 井上 明日佳

総務部 危機管理課 危機管理係 係長 上野 友寿

4 議題

- (1) 会長の選出
- (2) 副会長の選出
- (3) 会議の公開
- (4) 会議録の作成等
- (5) 会議録署名委員の指名
- (6) 諒問
- (7) 審議 習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画改定について
- (8) その他(事務連絡等)

5 会議資料

・次第

- ・席次表
- ・委員名簿
- ・習志野市新型インフルエンザ等対策審議会条例
- ・資料1 習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画改定(案)の概要
- ・資料2 千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要
- ・資料3 習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定の概要版(案)
- ・資料4 習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)

6 議事内容

(1) 会長の選出

指名推薦により宇野委員を選出

(2) 副会長の選出

会長一任により杉戸委員を選出

(3) 会議の公開

(4) 会議録の作成等

(5) 会議録署名委員の指名

会長から服部委員を指名

(6) 質問

質問書手交後市長挨拶し退席

(7) 審議 習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画改定について

【事務局篠塚】

習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画改定案の概要の前に、これまでの経過と今後の進め方について説明する。

習志野市では平成 18 年に新型インフルエンザ対策行動計画を作成していた。平成 24 年の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく市行動計画として平成 26 年に策定し、今回の市行動計画の改定は、令和 8 年 7 月頃まで完了することとされている。

また、改定にあたり、感染症に関する専門家や学識経験者から意見を聞くこととされているので、当審議会を開催させていただいた。また、資料の計画案については、県計画と国の手引きに基づき作成している。

1. 計画及び期間であるが、この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条に基づく市の計画で、政府行動計画を踏まえて県計画が策定され、県行動計画を踏まえて市行動計画を策定するよう定められている。現在の計画は、最後の改定が平成 28 年度となっている。計画期間の定めはないが、政府行動計画では、おおむね 6 年ごとの改定が予定されている。

2. 課題としては、令和 2 年 1 月から 3 年余りにわたる新型コロナ感染症の対応として、国が示した課題は 3 点である。①平時の備えの不足、②変化する状況への柔軟かつ機動的な対応、③情報発信を挙げており、これを踏まえ、社会全体で対応するため、次の 3 点の実現が必要とされている。

①感染症危機に対応できるよう平時からの体制作り、②市民生活及び地域経済活動への影響の軽減、③ 基本的人権の尊重である。

3. 目標は、これまでと同じ 2 点であり、(1)感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護することと、(2)生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにすることである。

対策の概念図のとおり、医療体制を強化し、感染者の赤色のピークを青色のように緩やかにすることで、医療機関のひっ迫を防ぎ、市民生活や経済への影響が少なくなるよう取組む。

4. 内容については、基本的人権を尊重し幅広く対応できる計画として、①新型インフルエンザに限らず、幅広い呼吸器感染症も想定した対策とし、②発生初期は感染拡大防止を徹底する。③国や県からの情報をもとに、対策は柔軟かつ機動的に切り替えて対応する。④病原体の変異など、感染症の波が繰り返し長期化する場合も想定した計画とする。

次に(2)7 つの対策項目については、市計画でこの 7 点を定めることとされている。

1. 実施体制は、国や県、三師会などの関係機関との情報共有や、日頃の訓練など連携体制を強化するとともに、職員確保や人材育成に努める。2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーションは、患者などへの偏見や差別、偽の情報を防ぎ、リスクに関する情報を市民や関係者間で共有し意見交換ができるよう取り組む。3. まん延防止は、医療機関のひっ迫を招かないよう、感染拡大のスピードやピークを抑制し、患者数の抑制に努める。4. ワクチンは、住民接種などの予防接種の実施方法をあらかじめ検討し、有事の際に実施できるよう取り組む。5. 保健は、患者への偏見防止の取組みと、患者等の健康観察や物品の支給などの要請に協力する。6. 物資は、感染症流行時には感染対策物資の需要が高まることが想定されるので、行政サービスが停滞しないよう計画的に対策物資を確保する。7. 市民生活及び地域経済の安定の確保は、市民生活及び地域経済活動への影響を考慮した対策・支援に取り組む。

最後に、今回の計画改定のポイントは 5 点である。

1. 定期的な訓練など、平時から準備を進めること、2. 対策項目に物資を加え、全ての項目にわたる横断的視点を設定すること、3. 幅広い感染症への対策と、中長期的に複数の波が来ることを想定し、対策を機動的に切り替える、4. 国が推進する予防接種のデジタル化を進める、5. 実効性のある計画とするため訓練の結果など踏まえ定期的にフォローアップすることである。

資料2は、千葉県が今年3月に改定した県計画改定の概要となる。

県計画は、1 ページ目の国と同様の改定ポイントと、2ページに県独自の改定ポイントが示されている。3ページと4ページは各論として13項目が定められている。

資料3は、県計画を基にした本市の概要で、改定ポイントも県計画を踏襲している。各論は資料1にもあるように7項目としている。

資料4は計画の素案で、詳細な説明は省略するが、構成は総論として基本方針などをまとめ、各論では 7 項目の取組を準備期、初動期、対応期に分けて記載し、最後に用語集と資料編をついている。

【宇野会長】 意見・質問あるか。

【黒田委員】 抗インフル薬などの備蓄について、タミフルなど廃棄された薬剤がある。期限切れで廃棄になる場合に、医療機関などに配分するなどの予定はあるか。

【事務局篠塚】 内服薬は備蓄していない。資料 4 P46 衛生材料のみとしている。

しかし、衛生材料についても期限があり、備蓄計画を作成し、順次買い足す予定であるが、期

限を迎えた物資の取扱いについては未定である。

【宇野会長】薬剤に関しては、県と薬局で協定を結んでいる。県から定期的に照会がくるため、必要なものをもらっている。期限切れについては、まだ手付かずである。

【杉山委員】「平時から、関係者間における情報共有や実践的な訓練の実施等の取組を進め、多様な主体間での連携体制を強化する」とあるが、これまで行ってきた取組とこれからどのように訓練として取組んでいくか考えを教えてほしい。

【事務局篠塚】コロナ前は健康支援課と危機管理課で本部を立ち上げ訓練を行っていたが、コロナ後より中断してしまっているため、今後再開できるよう進めていきたいと思う。

【宇野会長】市民はワクチンには関心があると思う。ワクチンの実施は自治体毎に実施方法に差があったがいかがか。

【事務局篠塚】ワクチン接種開始後、混乱があったが、日時指定の接種案内は良かった。

【黒田委員】国はデジタル化を進めているが今後についても紙予診票なのか。

【事務局篠塚】国が全国的にデジタル化を進めており、本市も対応していく。マイナンバーカードを使用して市からスマホに案内を通知し、接種いただく。対応できない方には紙予診票を送付するなど対応が必要と考える。

【宇野会長】情報提供という点で新たな取り組みはあるのか

【事務局篠塚】公式LINEやホームページ、広報やチラシなど。新たな予定はない。

【岡澤委員】前回の審議会から今回の開催まで、開催の活動計画について今後の開催予定を聞きたい。2020年からのコロナを経験し小売業もかなり混乱した中で、審議会委員にも声がかかず審議会の開催や情報共有がなかった。

有事の際にも落ち着いて行動できるよう計画を市民に知ってもらい、どう備えるかが大切である。審議会を形骸化させないようにしてほしい。

【事務局篠塚】審議会については年1~2回を予定しており、計画策定に協力いただくほか、計画に基づくマニュアルとして情報提供マニュアルや住民接種マニュアルの策定などでも審議会に協力いただいた。今後も計画策定後マニュアル見直しを行う予定であり協力いただきたい。新型コロナの際は対策のため有識者の助言を得て対応するということが国ではされていた。

【中濱委員】コロナの際、医療機関がひっ迫した。医療体制はどのようにになっているのか。

【事務局篠塚】医療体制の整備として、県が県内医療機関と病床や発熱外来の実施について、協定書の締結を行っており、有事の際の受け入れ体制は県が進めている。

【黒田委員】新型コロナの対応は先進国の中でも死亡者が少なかった。コロナの振返りにより課題への対応とあわせて、良かったこともアピールして良いと思う。コロナによる反省点から、改定された部分はどこか。

【事務局篠塚】資料1の2.課題にある①平時の備えの不足、②変化する状況への柔軟かつ機動的な対応、③情報発信の3点である。

【杉本委員】コロナの際は若い人が移動することで感染が広がった。高齢者は自宅にいることが多かった。健康な若者たちに強めの要請をすることは出来ないかと感じた。

【宇野会長】他に質疑なしと認める。

皆様から質問やご意見はあったが、私は習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画改定について、修正なしでよいと思う。修正なしで答申書を作成してよろしいか。

【委員一同】異議なし

【宇野会長】それでは、第2回習志野市新型インフルエンザ等対策審議会については、事務局と相談させていただくこととする。

（8）その他（事務連絡等）

【事務局井上】令和7年度第2回新型インフルエンザ等対策審議会については、会長と相談し、改めて連絡する予定とする。

【宇野会長】皆様のご協力のもと、すべての日程を終了した。

令和7年度第1回習志野市新型インフルエンザ等対策審議会を閉会する。